

**京都市民間保育園等職員の給与等運用事業補助金に係る調査結果（令和2年度分）
及び補助制度再構築にあたっての考え方について**

本市が（公社）京都市保育園連盟（以下、「連盟」という。）の実施する京都市民間保育園等職員の給与等運用事業に対して交付する補助金（以下、「給与等運用事業補助金」という。）をはじめとする民間保育園及び認定こども園を対象とした人件費補助については、その交付の有効性及び効率性を検証することとしており、令和3年9月8日の教育福祉委員会において、令和元年度分の調査結果等について御報告したところです。

今回、令和2年度分の調査結果及び、調査結果で明らかとなった課題等を踏まえた給与等運用事業補助金制度の再構築にあたっての考え方について、御報告いたします（現在の給与等運用事業補助金の概要及び調査の概要は[参考](#)参照）。

1 調査結果（別紙1参照）

(1) 令和元年度調査結果との比較

ア 総括表（人件費総額）

	2年度結果	元年度結果
園収入（①）	約352億円	約350億円
園支出（②）	約330億円	約325億円
収支差（①-②）	約22億円	約26億円
単年度積立金	約8億円	約10億円
人件費以外で使用	約14億円	約16億円
施設数	265施設	264施設

※端数処理により合計や差額が合わないことがある。

イ 職種別人件費総額

（単位：百万円）

	2年度調査結果			元年度調査結果			2年度－元年度		
	収入(A)	支出(B)	差額(A-B)	収入(C)	支出(D)	差額(C-D)	収入E(A-C)	支出F(B-D)	差額(E-F)
保育士等	29,398	25,821	3,577	29,434	25,254	4,180	△36	567	△603
調理師等	3,119	3,446	△327	3,066	3,385	△319	53	61	△8
事務員等	813	1,154	△341	587	1,197	△610	226	△43	269
園長	1,845	2,490	△645	1,957	2,413	△456	△112	77	△189
合計	35,175	32,911	2,264	35,044	32,249	2,795	131	662	△531

ウ 想定単価と平均実人件費

(単位：千円)

	想定単価			平均実人件費		
	令和2年度	令和元年度	差額	令和2年度	令和元年度	差額
保育士等	5,417	5,444	△ 27	5,384	5,525	△ 141
調理師等	4,423	4,343	80	4,935	4,949	△ 14
事務員等	3,070	2,233	837	5,233	5,562	△ 329
園長	6,963	7,498	△ 535	9,377	8,954	423

※平均実人件費は、常勤職員（保育補助・調理補助を除く）

※想定単価は、園収入から想定される1人当たりの単価

(2) 総括

令和2年度調査では、**人件費総額について、園収入が園支出を約2.2億円上回っている。**なかでも**保育士等について、**人件費支出2.58億円に対し、国給付費と市補助金からなる人件費収入が2.94億円と、**約3.6億円の収支差が生じており、**その差額が他の職種に充てられるなど、令和元年度の調査結果と概ね同様の結果となった。

この収支差は、主にこの間、国制度給付費が充実し、園収入が増加したことにより生じていると考えられる。また、各運営法人等の令和2年度決算における単年度積立金は約8億円となっており、この積立の結果、令和2年度の累積積立額は約2.23億円となっている。

人件費以外も含む園全体の収支としては、事業活動収入が事業活動支出を約3.1億円上回っている。内訳は、人件費における収支差が約2.2億円、人件費以外についても、収入が支出を約9億円上回っている状況である。

令和元年度及び2年度の調査によって以下の課題等が浮かびあがった。

<調査結果で明らかとなった当補助金制度の課題>

- ① 国給付費と市補助金との間で、充當の優先順位がないため、国給付費を積立金等他の経費に充當することが可能
- ② 想定する職種はあるものの、使途の職種を限定していないため、他職種への充當が可能
- ③ 国給付費と市補助金の両制度をそれぞれ別個に運用しており、国制度の充実を確実に反映できる制度となっていない
- ④ これまで補助金の直接の交付先でない各園における執行状況を確認する仕組みがなかった

2 補助制度の再構築について

前述の課題を踏まえ、給与等運用事業補助金をはじめとした民間保育園に対する補助制度について、保育士や調理師、事務員といった園運営に欠かせない職種を対象に、必要な人件費が確実に行き渡る制度へと再構築（※）を行う。

※ 再構築後の新補助金制度（骨子）については、**別紙2**参照。

1 現行の京都市民間保育園等職員の給与等運用事業補助金の概要

(1) 補助金の趣旨

(公社)京都市保育園連盟(以下、「連盟」という。)が実施する京都市民間保育園等職員の給与等運用事業(以下「給与等運用事業補助金」という。)(※)に対し、補助金を交付するもの。

※ 全民間保育園等の保育士等の処遇改善や、保育水準の向上に取り組むことにより、子どもの最善の利益に資することを目的とした、民間保育園及び認定こども園(幼保連携型及び保育所型)を対象に本市補助金を配分する事業

(2) 予算

R 元年度予算	R2 年度予算	R3 年度予算
3,439,050 千円	3,487,927 千円	3,577,765 千円

(3) 補助金の配分について

連盟は、配分ルールに基づき各園に補助金を配分する。

(配分ルール)

認定職員数、モデル人件費、自由裁量・創意工夫を促進するためのポイント基準に基づき、各園の所要額を算出し、所要額から園に直接支払われる給付費の人件費部分等を差し引いた金額を配分

(4) 補助金の使途等の制約について

配分された補助金は、人件費への充当のみ可能としているが、保育士の給与改善に使途を限定していない。人件費に充当していれば、例えば、保育士をより多く雇用するためや保育士以外の職種にも活用できる。

(5) 国制度の給付費との関係について

ア 国制度の給付費については、基本分単価、各種加算、処遇改善等加算から構成される。基本分単価は、内訳として人件費、事業費、事務費に区分されているが、処遇改善等加算の一部を除き、配置基準の遵守等、一定の要件を満たせば区分どおりに支出を行う必要はない。

イ 本市の給与等運用事業補助金は、給付費のうちの人件費及び処遇改善等加算の更なる充実を図ることを目的に交付しているが、現行では給付費と給与等運用事業補助金との間で人件費の支出の際に充当の優先順位を定めていない。

2 給与等運用事業補助金に係る調査(令和2年度分)について

(1) 調査目的

給与等運用事業補助金をはじめとする民間保育園及び認定こども園(幼保連携型及び保育所型)(以下「保育園等」という)を対象とした人件費補助等について、その交付の有効性及び効率性を検証するもの

【京都市補助金等の交付等に関する条例】第7条

市長等は、社会経済情勢の変化その他諸般の状況に的確に対応するために、補助金等の交付の有効性及び効率性を検証し、必要があると認めるときは、補助金等の新設、充実、統合、廃止その他適切な措置を講じるものとする。

(2) 調査内容

令和2年度の各園における職員人件費の支出状況

各園が別途提出している処遇改善等加算に係る報告項目(職種、賃金総額、処遇改

善Ⅱにより改善する給与項目・支給月額など)に加え,法定福利費,退職金に係る拠出金,退職給付支出,その他人件費相当の費用(調理業務委託費用,職員採用に係る手数料,職員確保に係る広告費)の項目について,補助金交付先の連盟に対し,報告を求めた。

(3) 調査期間

令和3年9月16日～10月15日

ただし,入力不備等があったため,その後も内容確認等を実施

(4) 調査対象

保育園等:265園

京都市民間保育園等職員の給与等運用事業補助金に係る調査結果（令和2年度分）

1 人件費総額の収支比較

(1) 分析方法

人件費に係る園収入と園支出を比較した。

園人件費収入の算定に当たっては、国制度として支払われる給付費の人件費相当と人件費に係る各種市補助金を合計し、園人件費支出については、調査結果によって把握した園の人件費等（※）に係る支出総額を計上した。

※ 決算書上の人件費（給与、法定福利費、派遣人件費等）のほか、調理業務委託費用や職員採用に係る手数料・広告料を含む。

※ 端数処理により合計や差額が合わないことがある。以下同じ。

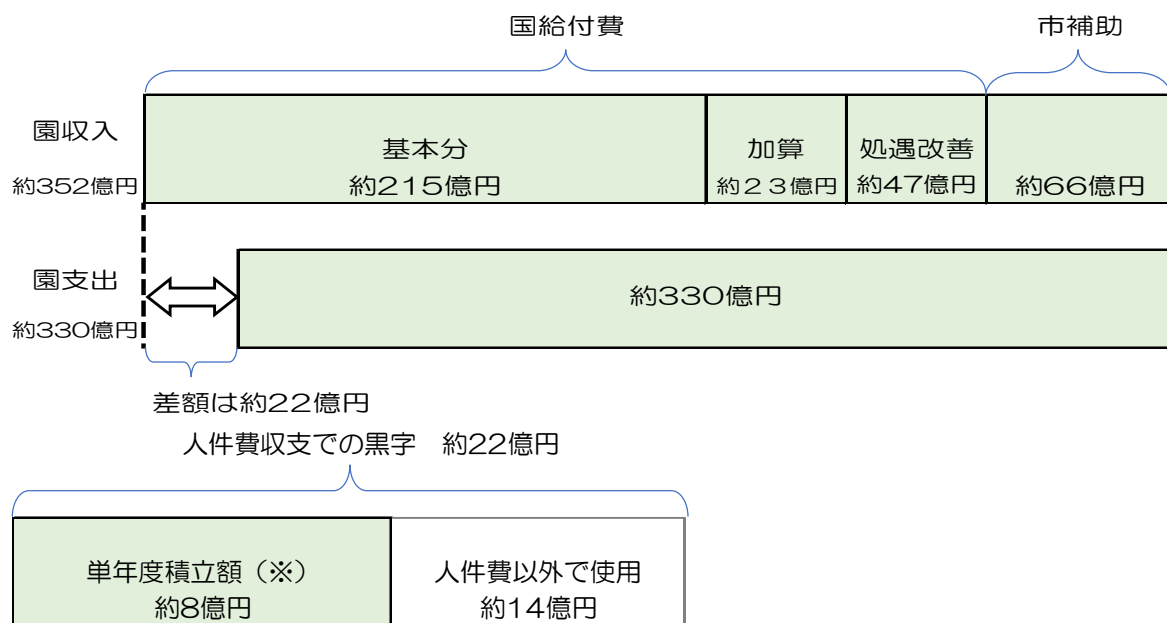
(2) 調査結果

- ・ **園収入が園支出を約22億円上回る。**

（令和元年度調査では園収入が園支出を約26億円上回った。）

- ・ 令和2年度決算における各法人の**単年度積立額の合計は約8億円**であり、**上記約22億円の一部が単年度積立額（※）に充当されていると推測**される。

※ 人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、施設整備積立金



※令和2年度末の各法人の累積積立額は約223億円

<参考：人件費以外も含む園全体の収支について>

※事業活動収支合計額は、各法人の令和2年度の決算書等から引用

事業活動収入 計436億円	人件費収入 約352億円 （国制度給付費：286億円、市補助：66億円）	事業費等の収入 84億円
事業活動支出 計405億円	人件費支出額 約330億円	人件費以外の総 支出額 約75億円

※令和元年度は事業活動収支差約28億円、人件費以外収支差約2億円

事業活動収支差	：約31億円
人件費収支差	：約22億円
人件費以外収支差	：約9億円

(3) 考察

給与等運用事業補助金をはじめとした市補助金は使途を人件費に限定しているものが多いが、人件費への充当にあたって国給付費との優先順位は定めておらず、また、国給付費は配置基準の遵守等、一定の要件を満たせば、他区分への使用が可能であることから、令和元年度調査結果と同様、**人件費の支出に当たっては、市補助金から充当されており、結果的に、給付費の一部が単年度積立金等に充当されていると考えられる。**

2 職種別の収支状況

(1) 分析方法

ア 概要

保育園等においては、園長、保育士等（保育士、保健師、看護師、保育補助）、調理師等（調理師、栄養士、調理補助）、事務員等（事務員、用務員、その他職員）が働いており、それぞれの職種の人件費総額の収支を分析した。

なお、分析に当たっては、職種別の振り分けが困難な以下の支出を除いている。

- 講師等：園独自の講師(体操・サッカー等)の招へい等に要した経費(29,428千円)
- 端数調整等：決算数値と一致させるため計上されたものであり、職種別の振り分けが困難(34,403千円)

イ 算出方法

収入：入所児童数等に基づく配置必要職員数から、以下の考え方にに基づき、職種別収入を算出

○給付費

- ・ 基本分：職種ごとの金額が定められていないため、保育所の国通知において示されている職種ごとの人件費単価(令和2年度：保育士約394万円、調理員等約326万円)から必要職員数で按分して推計
- ・ 加算分：職種が指定されている加算は当該職種に、複数職種への加算の場合は基本分と同様に按分
- ・ 処遇改善：実額を算出

○市補助

職種が指定されている補助は当該職種に、複数職種の場合は給付費基本分と同様に按分

支出：調査によって把握した園の職種別の人件費支出の合計

※給与、法定福利費、派遣人件費等

(2) 調査結果

保育士等（保育士，保健師，看護師，保育補助※）

※ 保育補助とは，保育士資格を持たず保育の業務を補助する者

ア 概要

- 園支出（258億21百万円）＜園収入（293億98百万円）であり，その差額は約36億円（超過率87.8%）

※ 令和元年度調査結果は，園支出（252億54百万円）＜園収入（294億34百万円）で，差額は約42億円

【収支比較表（百万円）】

		29,398
差額	25,821	市補助 6,149
3,577	派遣 656	
	非常勤 3,137	処遇改善 3,876
		加算分 1,878
	常勤 21,451	基本分 17,496
	園支出	園収入

手数料：92
集計対象外
485

集計対象外：
職種は特定されているが，退職者の前年度給与などであり，人件費支出額には算入したが，分析からは除外したもの

イ 詳細分析

（1人当たり平均人件費）

- 保育補助を除く保育士等の常勤職員の平均人件費は約538万円となり，職種別の園収入から想定される1人当たりの単価約542万円とほぼ同水準。
 - 連盟作成の給与表による保育士の平均給与額（モデル）は約477万円。今回の調査による常勤職員給与（社会保険料除く）の平均値は約464万円であった。（参考）令和2年度全国平均は保育士370万円（年間給与額）
- ※ 賃金構造基本統計調査

（常勤職員のうち12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- 保育士等（保育補助除く）の常勤職員で比較した場合，最大約1,541万円，最小約222万円と大きな差があり，その差は最大6.9倍となっている。
- 保育補助を除く保育士等の中央値は約524万円。

ウ 考察

常勤職員の給与水準は制度（国給付費及び市補助金）で想定している水準と同水準。収支差額については，この間，国給付費が充実し，収入が増加する中で生じていると考えられる。当該差額は，人件費への充実に当たって市補助と国給付費の間で優先順位を定めていない中で，市補助金から充たを行い国給付費の一部を他の経費に充たすることが可能であることから，人件費以外にも充たされているものと考えられる。また，市補助金について支出する職種を限定するとの条件を付していないことから，他職種の人件費にも充たされているものと考えられる。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数 (単位：人)

	常勤職員	非常勤職員	派遣職員	集計対象外
保育士等	3,992	2,652	323	457
保育士, 保健師, 看護師	3,963	1,900	288	437
保育補助	29	752	35	20

■1人当たり人件費 (単位：千円)

	園収入	園支出		
	想定単価	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
保育士等	5,417	5,373	1,183	2,030
保育士, 保健師, 看護師	5,417	5,384	1,444	2,161
保育補助	-	3,914	524	954

■常勤職員(12箇月勤務)1人当たり人件費の分布状況

	母数	最大値	最小値	中央値
保育士等	3,659人	15,408千円	2,199千円	5,237千円
保育士, 保健師, 看護師	3,634人	15,408千円	2,220千円	5,243千円
保育補助	25人	7,180千円	2,199千円	3,764千円

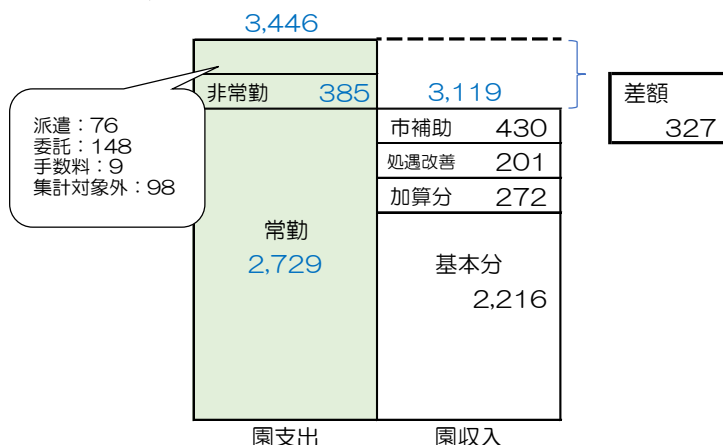
調理師等（調理師，栄養士，調理補助）

ア 概要

- ・ 園支出（34億46百万円）＞園収入（31億19百万円）であり，その差額は約3億円（超過率110.5%）

※ 令和元年度調査結果は，園支出（33億85百万円）＞園収入（30億66百万円）で，差額は約3億円

【収支比較表（百万円）】



イ 詳細分析

（1人当たり平均人件費）

- ・ 常勤職員の平均人件費は約494万円となり，国給付費及び市補助から想定される1人当たりの単価約442万円を上回る。

（参考）令和2年度全国平均は調理従事者313万円（年間給与額）

※ 賃金構造基本統計調査

（常勤職員のうち12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- ・ 調理補助を除く常勤職員（12箇月勤務）で比較した場合，最大約1,008万円，最小約251万円と大きな差があり，その差は最大4.0倍となっている。
- ・ 調理補助を除く調理師等の中央値は約480万円。

ウ 考察

超過分の財源は，保育士等分の園収入の一部から充当されているものと推測される。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数（単位：人）

常勤職員	非常勤職員	派遣職員	集計対象外
553	342	33	107

■1人当たり人件費（単位：千円）

園収入	園支出		
	想定単価	常勤職員	非常勤職員
4,423	4,935	1,126	2,328

■常勤職員（12箇月勤務）1人当たり人件費の分布状況

母数	最大値	最小値	中央値
498人	10,077千円	2,508千円	4,803千円

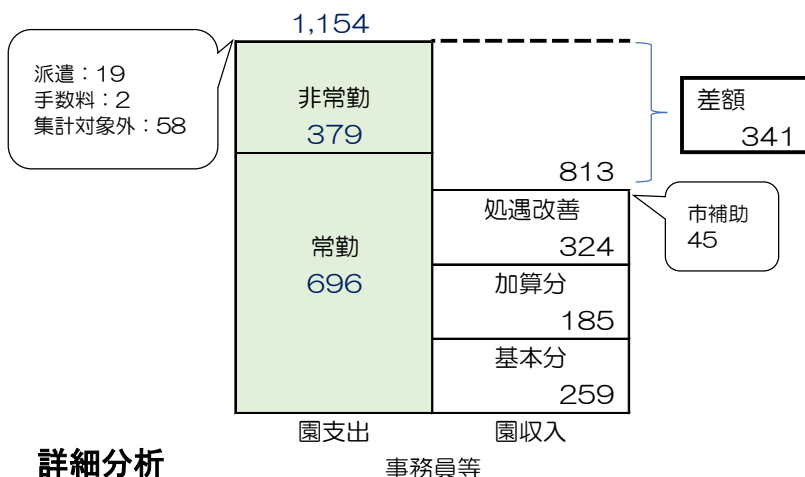
事務員等（事務員，用務員，その他職員）

ア 概要

- ・ 園支出（11億54百万円）＞園収入（8億13百万円）であり，その差額は約3億円（超過率141.9%）

※ 令和元年度調査結果は，園支出（11億97百万円）＞園収入（5億87百万円）で，差額は約6億円

【収支比較表（百万円）】



イ 詳細分析

（1人当たり平均人件費）

- ・ 常勤職員の平均人件費は約523万円となり，国給付費等から想定される1人当たりの単価約307万円の約1.7倍となっており，想定以上の人件費が支払われている。

（常勤職員のうち12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- ・ 常勤職員で比較した場合，最大約1,441万円，最小約227万円と大きな差があり，その差は最大6.3倍となっている。
- ・ 中央値は約509万円。

ウ 考察

超過分の財源は，保育士等分の園収入の一部から充当されているものと推測される。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数（単位：人）

常勤職員	非常勤職員	派遣職員	集計対象外
133	346	15	28

■1人当たり人件費（単位：千円）

園収入	園支出		
	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
想定単価	3,070	5,233	1,259

■常勤職員（12箇月勤務）1人当たり人件費の分布状況

母数	最大値	最小値	中央値
117人	14,414千円	2,273千円	5,090千円

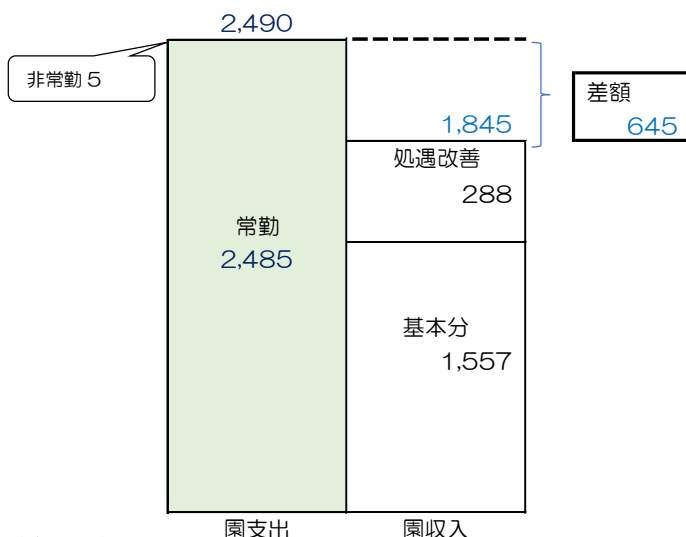
園長

ア 概要

- ・ 園支出（24億90百万円）＞園収入（18億45百万円）であり、その差額は約6億円（超過率135.0%）

※ 令和元年度調査結果は、園支出（24億13百万円）＞園収入（19億57百万円）で、差額は約4.6億円

【収支比較表（百万円）】



イ 詳細分析

（1人当たり平均人件費）

- ・ 常勤職員の平均人件費は約938万円となり、国給付費から想定される1人当たりの単価約696万円の約1.3倍となっている。

（常勤職員のうち12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- ・ 最大約1,985万円、最小約213万円と園によって大きな差があり、その差は最大9.3倍となっている。
- ・ 中央値は約917万円。

ウ 考察

超過分の財源は、保育士等分の園収入の一部から充当されているものと推測される。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数 (単位：人)

常勤職員	非常勤職員	派遣職員	報告不備
265	1	-	-

■1人当たり人件費 (単位：千円)

想定単価	園支出		
	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
6,963	9,377	4,669	-

■常勤職員（12箇月勤務）1人当たり人件費の分布状況

母数	最大値	最小値	中央値
263人	19,845千円	2,127千円	9,167千円

民間保育園等職員の給与等運用事業補助金再構築後の制度の骨子

1 再構築後の補助金制度の基本的な考え方

令和元年度及び2年度調査により、明らかになった給与等運用事業補助金の制度の課題を踏まえ、以下を基本的な考え方とし、保育士や調理師、事務員といった園運営に欠かせない職種を対象に、人件費が確実に行き渡る制度へと再構築する。

① 国制度で不足する分を補助

→ 本市独自の設定額を設けたうえで、国制度を優先し、不足分を補助するルールの徹底

② 該当職種以外への支出又は支出残がある場合は、返還する精算の仕組みの導入

→ 補助金の効果検証を行い、透明性を維持する等の仕組みを定める。

③ 職種ごと(保育士等、調理師等、事務員等)に補助を行い、他職種への充当は不可

→ 補助対象の明確化(職種ごとにそれぞれ規定し、確実に必要なところに支援が届く制度へ)

④ 保育士等・調理師等・事務員等それぞれの上限額を明確化

→ 現行の保育士の給与水準は、全体として維持・充実しうる予算額を確保

⑤ 各園で実際に雇用する職員数、雇用形態及び賃金等は各運営主体において決定される

⑥ 一部、実態に合わせた加配への見直し(標準時間保育対応)により財源を確保したうえで、定員弾力化対策費及び障害児保育対策費を新制度に取り込む形で充実
→ 保育士の現行配置基準は維持しつつ、一部充実を実施

⑦ 園の安定運営が可能となるよう、上記①の算定を行う際、国給付費の人件費相当額から一定額を控除する。

なお、今回設定する補助上限額は、一定期間、全国平均を大きく上回る単価で固定(※)したうえで、概ね3年程度の決算状況等を踏まえ、制度の全体像も含め、必要な検証を行っていく。

※ 国単価が変動した場合でも、本市が国に先行して充実している現在の単価を維持することを基本とする。

2 再構築後の補助金制度の概要

(1) 再構築後の補助金制度の対象事業

現行は、定員内児童数を基に補助する部分と定員外児童数を基に補助する部分が別建てとなっているものがあるが、今後は実児童数をベースとして、以下の事業を統合し、再編。

下記の①～⑤の事業を一体として運営していく。

事業名		(参考) 3年度予算		
①	条例基準	17.4億円		
②	1歳児加配	1.3億円		
③	民間保育園等職員給与等運用事業補助金	35.7億円		
④	単費援護	通勤手当助成	1.9億円	←定員内の児童数に応じた補助 ←定員外の児童数に応じた補助
		定員弾力化対策費	1.2億円	
		夜間保育対策費	0.1億円	
⑤	障害児保育対策費	8.4億円		
合計		66.0億円		

※条例基準分については、今回は精算対象に含めない

なお、事業実績に応じて支払う事業(時間外保育事業・一時預かり事業・医療的ケア児保育事業等)については、現行どおり別事業として管理運営。

(2) 再構築後の補助金制度の仕組み (別添1参照)

対象職種を保育士等、調理師等、事務員等の人件費に限定し、職種ごとに補助制度を創設する。園ごとに、補助対象額の上限(算定職員数×人件費単価)を職種別に設定し、国給付費等における人件費相当額では不足する部分を補助額として支給。

当該年度中の職種ごとの人件費の支出実績に基づき精算する。

＜精算の際に算入可とする職種＞

- 保育士等・・・保育士、保健師、看護師、保育補助
- 調理師等・・・調理師、栄養士(管理栄養士含む)、調理補助(調理委託も可)
- 事務員等・・・事務員、用務員、その他職員(運転手等)

＜保育補助と事務員等について＞

- ・保育補助・・・保育士資格を持たず、保育士の補助として保育に従事する職員
- ・事務員等・・・清掃業務や遊具の清掃、給食の配膳、職員の雇用管理等、保育に係る周辺業務を行う職員

3 再構築後の補助の考え方

各園に対する補助対象額の上限は、職種ごとに定める算定職員数に人件費単価(加算を含む)を乗じた額とする。(※)

(※) 人件費単価＝社会保険料の事業主負担や通勤手当等も含めた1人当たりの人件費総額

(1) 保育士等

ア 算定職員数

条例上の職員配置基準のほか、民間保育園等職員給与等運用事業の加配を維持したうえで、以下の合計とする。

- ・ 国基準を含む**市の条例**上の職員配置**基準上の配置必要職員数**
- ・ 現行の**民間保育園等職員給与等運用事業による加配数**

※ ただし、**標準時間対応職員数は、標準時間認定の全児童が一律11時間利用するとした現行の算定から、実際の利用時間の実態に合わせた算定へ見直し**

- ・ **1歳児加配及び障害児加配**

なお、一定の非常勤職員の存在を想定し、国給付費の考え方等を準用し、**常勤・非常勤の比率は、80：20に設定**する。(参考：2年度実人数比率 62：38)

イ 人件費単価

現行の給与水準を確保できるよう、以下の単価をベースに園ごとの当該職種職員の平均経験年数に応じた加算率を用いて加算する。

常勤	非常勤
5,172千円	3,189千円

(経験年数と加算率)

国処遇改善等加算における経験年数加算の考え方を準用し、上記単価に園ごとの平均経験年数に応じた加算率を用いて加算

経験年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年以上
加算率	-4%	-3%	-2%	-1%	0%	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%



本市における平均経験年数（概ね 11 年）を踏まえた単価は、これまで発表してきた保育士の給与水準（令和元年度において全国平均の 1.34 倍相当）及び調査における保育士の平均給与と同等であり、常勤保育士は現行の給与水準の確保が可能
 $5,172 \text{ 千円} \times 1.07 \text{ (11 年以上)} \approx 5,534 \text{ 千円}$ （常勤保育士人件費平均 R1 : 5,525 千円, R2 : 5,384 千円）

ウ 留意事項

- ・ 保育士等のうち、資格のない者（保育補助）の人件費については、精算時に算入することを認めるが、算入額には事務員等の非常勤単価相当の上限を設ける。
- ・ 精算時に算入する人件費について、1人当たり上限額（資格あり：8,700 千円、資格なし：3,019 千円）を定める。

(2) 調理師等

ア 算定職員数

国基準のほか、民間保育園等職員給与等運用事業の加配を維持。

各園の定員等の状況に応じて、1人～3人となる。

ただし、3人目については、国においても非常勤職員と規定していることから、非常勤として設定。

イ 人件費単価

国単価における保育士と調理師の差額（680 千円）を考慮し、算出した以下の単価をベースに平均経験年数に応じた加算率を用いて加算する。

常勤	非常勤
4,492千円	3,019千円

※経験年数と加算率については、保育士等と同様に設定

ウ 留意事項

- ・ 調理に係る委託料については、精算時に人件費相当分のみ、調理師人件費に算入することを認める。
- ・ 精算時に算入する人件費について、1人当たり上限額（7,700 千円）を定める。

(3) 事務員等

ア 算定職員数

定員に関わらず1人とする。

イ 人件費単価

以下の常勤単価をベースに平均経験年数に応じた加算率を用いて加算する。

また、国の「保育体制強化事業補助金（国 600 千円/年，市 600 千円/年）」の活用を前提として、調理師等と同額を設定。（園が活用していない場合は、△600 千円）

常勤		非常勤
国補助活用	国補助未活用	
4,492千円	3,892千円	3,019千円

※経験年数と加算率については、保育士等と同様に設定

(4) 全ての職種に係る留意事項

- ・ 園の安定運営が可能となるよう、1①の算定を行う際、国給付費等における人件費相当額から一定額を控除する。
- ・ 適正な制度運営が維持されるよう、必要な仕組みを講じていく。

4 人件費以外への対応

再構築後の補助制度の枠組み外で、各園の創意工夫や独自性等の発揮に資する取組等に対する経費（物件費）を支援する制度を構築する。

当該制度において、使途の報告を求め、精算を行う。

5 園の安定的な運営のための対応について

- ・ 施設の事務的業務の負担軽減に向けたシステムの導入を検討する
- ・ 定員について、利用児童数と乖離がないのが本来であるため、定員を下回っている場合も上回っている場合も、実態に見合った定員とするルールを検討する。

新制度イメージ骨子（職種ごとに対応）

